

第9回共助社会づくりを進めるための検討会
議事要旨

平成29年11月20日（月）
都庁第一本庁舎17階 17A会議室

午後2時04分開会

○都民生活部長 お待たせしました。ただいまから、第9回共助社会づくりを進めるための検討会を開催いたします。

このたび、委員の皆様には、委員の御就任につきまして御承諾を賜り、心からお礼申し上げます。本来は、お一人お一人に委嘱状をお渡し申し上げるところでございますが、時間の関係からお手元に置かせていただいております。よろしくお願いいたします。

ここからは、私にかわりまして、生活文化局都民生活部地域活動推進課長の小林が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○地域活動推進課長 私は、検討会の事務局を務めます、生活文化局都民生活部地域活動推進課長の小林と申します。本年8月から着任をしております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座らせていただきます。

議事に入ります前に、配付資料の御確認をお願いいたします。まず検討会の次第がございまして、その次に座席表、続きまして、共助社会づくりを進めるための検討会設置要綱が資料1となっております。資料2といたしまして、委員名簿がございまして、資料3といたしまして、東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞表彰制度の概要という1枚ペーパーがついております。以上が資料となっております。もし不備等がございましたら教えていただければと思います。よろしいでしょうか。

本日は、新田委員が欠席でございますので、よろしくお願いいたします。本日の出席委員は3名となっておりますので、共助社会づくりを進めるための検討会設置要綱第6に定める定足数の過半数の御出席をいただいております。よって、本検討会は有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。

また、本検討会でございますが、設置要綱第9によりまして、会議録につきまして公開の取り扱いとなっておりますので、御了承願います。

続きまして、座長の選出に移りたいと存じます。

検討会設置要綱の第5によりまして、座長は、委員の互選により定められております。どなたか、御推薦いただけますでしょうか。

○金田委員 よろしいですか。引き続き市川委員を座長に推薦したいと考えますが、いかがでしょうか。

○地域活動推進課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○地域活動推進課長 では、市川委員、座長をお願い申し上げます。

それでは、座長の名札を置いていただきまして、今後の会の進行につきましては、座長にお願いしたいと存じますので、早速で恐縮でございますが、御挨拶の後、進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市川座長 改めまして、市川でございます。どうぞよろしく願いいたします。効率よくこの運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

さて、副座長ですけど、私にとっては恩師と言えるような山崎先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○市川座長 ありがとうございます。では、山崎先生、副座長をよろしく願いいたします。それで私も安心して運営できるところでございます。

それでは、皆様のお手元の次第に従いまして、議事を進めたいと思っております。

議題 1、社会貢献表彰に係る専門部会の設置について、事務局より説明をお願いいたします。

○地域活動推進課長 ここからは統括課長代理の峯岸より説明させていただきます。

○統括課長代理 統括課長代理の峯岸でございます。

まず、専門部会の設置でございますが、先ほどの資料1、共助社会づくりを進めるための検討会設置要綱、こちらを1枚おめくりいただきまして、第7のところに記載してございます。この検討会の下に専門部会を置くことができるということで記載しております。これに基づきまして、専門部会を設置していただければと存じます。

それから社会貢献表彰制度についてでございますが、資料3の、東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献対象表彰制度の概要をごらんください。こちらに、趣旨や募集方法、その他の記載がございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、4の表彰対象についてということで、この3点を満たしたものについて精査していただき、知事へ推薦するという形になります。後ほど御検討をしていただければと思います。

簡単ではございますが以上です。ありがとうございました。

○市川座長 では、今の御説明に関して、意見または御質問あるでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○市川座長 それではお諮りします。当検討会におきまして、社会貢献表彰制度に係る専

門部会を設置することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○市川座長 では、ありがとうございます。

なお、部会の委員につきましては、共助社会づくりを進めるための検討会設置要綱の第7第2項に基づき、座長が指名することとなっております。

これ以降、委員の指名の議事につきましては、審査の中立性を保つため、非公開とさせていただきますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

（委員指名 中間略）

○市川座長

その他、事務局から補足等がありましたらお願いします。

○地域活動推進課長 特にありません。

○市川座長 では、以上をもちまして本日の検討会の議事は全て全て終了いたしました。引き続き、専門部会に移りたいと思います。

午後2時10分開会